

浜松市憲法を守る会・二〇一一年度総括（案）

（二〇一一年六月～二〇一二年五月）

一 昨年度の活動を顧みて

「浜松市憲法を守る会」の活動の中心となる毎月第二日曜日の護憲平和行進は、会員の高齢化の波にもまれながらも昨年度も一回も休むことなく行われ本年六月、第五四四回目を迎えた今年五月十三日（第五四三回行進）は、奇しくも五年前（二〇〇七年）、元代表委員の溝口正氏の葬儀が行われた日と同じ日であった（五年前のこの日、四八三回目の行進も行われた）。今年もこのまま休むことなく年末まで続けると、二〇一二年十二月をもって平和行進は五五〇回を迎えることになる。

昨年の総括でも触れたが、この平和行進の原点を忘れることのないよう、今年もまずこの平和行進の起源を振り返っておきたい。

一九六四年（昭和三九年）十一月五日、遠州教会松本美實牧師は、浜松市街で行われた自衛隊の大パレードにたった一人ですら最後尾を「戦争準備絶対反対」のプラカードを掲げて抗議のデモ行進を行った。このたった一人の果敢な一人デモが浜松市憲法を守る会の護憲平和行進の起源である。

この後、護憲行進は一九六八年までは、社会の情勢に応じてその都度なされてきたが、一九六八年二月十一日、建国記念の日制定に抗議する行進が行われた際、今後毎月第二日曜日を護憲行進の日として継続することが決まり、以後一回も休むことなく今日まで続けられてきたのである。

なお、五〇〇回記念の行進が近づいた二〇〇八年、この平和行進の歴史をきちんと整理し記録しておくということが役員会で話しあわれ、記録を精査した。

その過程で、松本牧師の一人デモの記事が当時の中日新聞に掲載されていることが確認された。そして「継続的行進」の始まりは、正確には松本牧師の一人デモではないが、この出来事を末永く記録にとどめようということで再精査した結果、松本牧師の行進を第一回とすると、二〇〇八年十月十二日が第五百回目の行進になることが確認され役員会で正式に承認された。（第一回行進から今日に至る四十八年間の毎月の行進記録は全て正確に記録に残されている）。

さて、会員の高齢化、健康上の理由などで近年徐々に平和行進に参加できる人が少なくなってきたが、われわれは「一人から始まった行進なので一人になるまで続けよう」との合い言葉で毎月粛々と続けられている。現在、最高齢八十八歳の方が参加されており、後に続く者の励みになっている。

毎月の役員会では、その時々々の平和、人権、福祉、自由、信教の自由など憲法に関わる問題を世相の現実を見据えながら真剣に討議を重ねその結果を市民に訴えてきた。

二〇〇九年実現した政権交代は、その時はわれわれ国民に明るい希望をもたらしたが、その後その政権は一変して対米従属に変わり、沖縄普天間基地移設問題では県外移設案は頓挫し、大きな失望を与え、政治も混乱の極みに達した。そのようなさなか、二〇一一年、3・11東日本大震災が起こった。この歴史的危機の中で震災対応の不手際から昨年八月菅内閣は退陣

代わって野田内閣が誕生した。その結果、何がもたらされたかについては次項に述べるが、日本の平和、信教の自由、経済、原子力行政等について、きわめて心配な方向に舵を切ることになったことだけは前もって言っておきたい。

我々の活動の中心は派手な行進ではないが、決して途絶えることなく四十八年を超える長きにわたって静かにしかも連綿として継続されていることに誇りを覚えるものである。

また、事情により参加できないが、背後にあつて会費とカンパによるご厚志で支えて下さっている会員の方々に、この紙面をお借りして心からお礼を申し上げたい。

我々の思いの根底は会の名が示すとおり現憲法を守り続け、次の世代にこの平和憲法とともに「戦争をしない、軍備を持たない日本」すなわち非戦非武装（憲法第九条）の日本、弱者を大切にする生存権と福祉を守る（憲法第二十五条）日本を残して行くことである。そのために、昨年度もこの会の行動原点である護憲平和行進を継続すると共に、他の平和団体と共に講演会や集会を行った。（詳細は、経過報告に記載）

二 国内外の情勢と分析

【国内】

前項でも触れたが、二〇〇九年八月現憲法下で初めての本格的政権交代が実現した。そのとき、当会は次のように総括して会員の承認を得た。

「戦後一度も単独政権による政権交代がなかったことは、政権与党（自民党）に『我々は何をやっても政権を奪われることはない』という不遜な自信を持たせてしまった。政権が変わっ

ても官僚政治が厳然として存続する限りこの国の政治が劇的に変わるということはないかもしれないが、近く行われる衆議院議員選挙において、国民の福祉、平和に対する視点を欠く政権は更迭されるということを示さなければならぬ」

そしてわれわれの総括（＝意志）は実現した。しかし、国民の声に耳を傾けない政権はつぶれるという教訓を残したが、新政権ではそれ以上のことは起こらなかった。

鳩山政権は、普天間基地移転問題では沖縄の人々の意志に添うかのようなスタンスをとりながら、実は対米追従であるという馬脚を露わし、一年も経たぬ五月に退陣し、菅政権に国政運営の舵を譲ることになった。

民主党政権は、たとえば「事業仕分け」とか、戦後外務省の日米密約を暴いた情報公開など一定の成果を上げつつあった。しかしながら、民主党は国民の生活第一というスローガンとは裏腹に、その中身は権力闘争の巢窟であることが国民の目に明らかになって来た。（政権与党内の小沢グループと執行部との確執を見よ！）

そして、一昨年七月参院選挙で、民主党は大敗を喫し、参議院において過半数を野党（自民・公明）に譲るという結果により衆参ねじれ国会となったのである。

このような、ねじれ国会と、国民生活の平和と福祉を置き去りにした国政運営と政権与党内の権力闘争のさなか、あの悪夢のような 3・11 東日本大震災が起こったのである。

この災害は一九九五年の阪神淡路大震災とはその規模、性質において全く異なる未曾有の国難とも言える大震災となった。すなわち、大地震と大津波という自然災害に加え、福島第一原子力発電所が制御不能となり原子炉がメルトダウンするとい

う大事故（チェルノブイリ級レベル7）が起こったのである。原発の安全神話の崩壊である。核燃料はいま、どろどろに溶け落ちて全く手をつけることができず、これから何年もの間、全く生産性のない冷却を続けねばならない。その間、放射能を出し続け、放射能の除去に成功しても放射性廃棄物の持つて行き場がない。この一事を取り上げて我が国はもはや原子力に頼るエネルギー政策は不可能であろう。

しかし、国を挙げ一致結束してこの難局を乗り越えなければならぬ時に、政権与党内での足の引つ張り合い、野党の政権奪還を窺う内閣不信任案提出など、この国の政治は被災者置き去りの政権抗争に明け暮れる始末であった。ここに、政治に対する国民の不信が一挙に高まりついに菅内閣は二〇一一年八月三〇日総辞職に追い込まれ、野田内閣にひきつがれた。

ところが、政権を引き継いだ野田内閣は、まず原発問題に関し、菅政権の唯一の功績と見られる脱原発方針をあつさり原発維持に転換し、関西の大飯原発の再稼働を認めてしまったのである。その理由は、この夏場の電力需給逼迫を乗り切れないという経済界からの強い要望に屈したかに見える。しかし、本音は違うところにある。夏場の電力需給を乗り切れないのかというのであれば、百歩譲って夏場が過ぎたら原発は止めるのかというと「そうではない。使い続ける」と言って憚らないのである。つまり、電気が足りないかと危機感をあおり、原発を動かし、たまたま事故が起こらなければ、他の原発も次々再稼働に踏み切るといのが、政府のシナリオである。核燃料廃棄物の処理方法も見通しがつかないまま原発の再稼働には別の恐ろしい意図が隠されているとしか思われないのであるが紙幅の関係でここでは触れない。

一方、この原発問題と税と社会保障の一体改革騒動に紛れて、いま、平和憲法が非常な危険にさらされている。また思想と信教の自由も危機にさらされている。

具体的には、衆参両院の憲法審査会始動に先だって民主党の憲法調査会が五月九日に設置され、前原誠司氏が委員長になった。そして六月には国会内では「憲法九六条改正を目指す議員連盟」が一〇〇人の国会議員の参加をもって結成された。九六条改正とは、改憲発議を国会議員の三分の二ではなく過半数で出来るようにするという内容である。すなわち、第九条をいきなり変えるのは国民の抵抗があるので、まず九六条を変えて変えやすい環境を作るといふ外堀埋めたて作戦である。これには大阪維新の会の橋本徹氏も賛成しているから、次回総選挙でこの勢力が躍進するとこれが実現する可能性がある。

そしてついに昨年一〇月、四年間休眠していた衆参両院の憲法審査会が始動した。これに改憲勢力は勢いづいている。

その様なか、自民党は四月二十八日、「憲法改正原案」を発表した。その内容は、天皇を「元首」とし、自衛隊を自衛軍とし、集団的自衛権も認めようとする憲法の先祖帰りである。自民党はこの憲法改正原案を国会にかけようとしているのである。

一方、思想と信教の自由に関しては、卒業入学式が終わった四月半ば頃から、各地で君が代斉唱で起立唱和しなかった教員が次々に処分されている。最高裁はさすがに行きすぎであると戒告に止めるべきとの判断を出したが、推進勢力は逆に合憲のお墨付きをもらったとばかりに、処分を次々に連発している。

そのほか、沖縄普天間基地移設問題、尖閣諸島問題など、目

を離すことの出来ない問題が山積している。

私たちは、この国難にあたり、この国がいつか来た道に再び戻ることはないよう、しつかりと見張りの役目を果たし、市民に平和の尊さ、人権、福祉尊重などを訴え続けて行く。

【国際】

二〇〇九年一月アメリカに初の黒人大統領（バラク・オバマ氏）が誕生して三年半になる。オバマ政権が誕生して以来、アメリカが主体となって新たに起こした戦争は今のところない。二〇〇一年九月十一日に起きたアメリカにおける同時多発テロ事件以来始まったイラク戦争は、同時多発テロの犠牲者（約三千人）よりも遙かに多い五千人の死者をもって昨年八月アメリカ軍戦闘部隊はイラクから撤退した。

大義なき戦争は日本の国家予算を遙かに超える百兆円の戦費を浪費して幕を閉じた。昨年の総括でも述べたが戦争の愚かさを証明するにはあまりにも大きな犠牲であった。今後これを教訓に、世界の人々はもう戦争は意味がないという事に気付いてほしいと切に願う。

今年秋には、米大統領選挙が行われる。われわれはこの選挙でアメリカ国民はどのような人物を大統領に選ぶのかを注意深く見守って行きたい。

日本を取り巻く情勢では、北朝鮮と中国の動きにどう向き合うかが問われている。

北朝鮮は四月十三日、国際社会の批判を無視して、事実上のミサイル発射実験を行った。結果は失敗に終わったのであるが、日本政府は好機来たりとばかりに危機感を過剰にあおり、パトリオットおよび自衛隊の国防態勢を必要以上に整え、あたか

も戦争がすぐ来るかのような演出を行った。3.11大震災における自衛隊の活躍（これ自体すばらしい働きであった）による好印象を背景に、いまや自衛隊は憲法第九条に抵触する装置であるとの認識が国民の中からほとんど薄れつつある。

また、尖閣諸島における一昨年の中国漁船衝突事件を契機に、東京都石原知事があの島を買い取り、必要な設備（内容はまだ不明）を整えんとする案を打ち出してきた。

このようにたずらに相手を刺激挑発する手法ではなく、日本政府が平和憲法の精神に立脚して正々堂々と外交により中国および国際社会に事の是非を訴えて行くべきであろう。

確かに、中国は日本だけでなく東南アジア諸国と海洋権益の問題で摩擦を起こしており、人権問題でも国際社会から批判を受けている。

私たちは、古来多くの文化文明を日本にもたらし、親しい関係を続けてきた隣国中国がこのような姿勢をとり続けることを深く憂慮するものである。この様な状況の中で日本は、軍事力で中国に対峙するのではなく、あくまでも平和憲法の精神でつきあつてゆくことを望むものである。

そして、世界で唯一、非戦非武装を謳った憲法九条をもつ国・日本こそ、世界の先頭に立って平和構築に貢献する使命を担っていることを自覚し行動してゆくことを切に望むものである。

三 具体的活動方針

(1)今年度も日本国憲法の理念と価値を市民に訴えると共に、憲法改悪の勢力の動きに対する見張りを怠らない。

① 五四四回を迎えた平和行進を、さらに長寿行進として継続し市民に平和、人権、自由、福祉の憲法精神を訴え続ける。

② 今年度は、衆参両院の憲法審査会の動きを重点的に見張るとともに原発問題、沖縄基地問題の動きを見張ってゆく。

③ 憲法は平和の基礎（九条）であるとともに、障害者や高齢者、貧困者を守る砦（二五条）でもあることを毎月の行進や集会などを通じて訴え続けて行く。

④ 「二・一一」「五・三」「六・一八」「八・一五」など平和に関わる節目ごとに「浜松・九条の会」や「愛・平和の会」を初めとする市民の平和団体と協力し行動する。

(2) 平和遺族会を初めとする市民平和団体と協力し、米軍再編に連動した浜松基地の憲法逸脱化の動きを監視、抗議活動を通じて、最終的には基地のない平和都市を目指す運動に取り組む。

(3) 信教の自由、政教分離の原則に照らして国旗、国歌強制に反対し、表現の自由制限の動き、静霊奉賛会の動きにも引き続き監視の目を注いで行く。

(4) 毎月の役員会を単なる打合せ会に終わらせず、お互いの啓発の機会として勉強し、結果を平和行進や会員への啓発活動に反映させて行く。

(5) 引き続き会員の増加、カンパ協力等の活動にも力を入れる。